

尾張旭市監査公表第8号

令和3年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年2月2日付け2会第39号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

会計課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>歳入システム改修業務委託において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。</p> <p>また、業務の再委託について承認をしているが、再委託申請書の書面では、再委託業務の一部とされる業務内容が明らかにされていない。</p>	<p>随意契約公表の事務手続において、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うよう事務を改めました。</p> <p>また、再委託申請書において、委託業者に再委託業務の一部を記載させるよう事務を改めます。</p>